

生駒市条例第6号

生駒市交通遺児奨学金支給条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市交通遺児奨学金支給条例を廃止する条例

生駒市交通遺児奨学金支給条例（昭和45年3月生駒市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の生駒市交通遺児奨学金支給条例の規定により交通遺児奨学金の受給資格の認定を受けている者については、同条例の規定は、なおその効力を有する。